

京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

【移動等円滑化基本構想】

平成19年3月

守口市・門真市

ごあいさつ

我が国では、急速な高齢化が進んでおり、平成27年には国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えようとしております。

また、こうした状況の中、障害者が障害を持たない人と同様に社会に参加できる「ノーマライゼーション」の理念も広まりつつあります。

このような背景から、本市では、平成12年11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づき、平成17年度には、門真市交通バリアフリー基本構想（古川橋駅・大和田駅）を策定し、駅舎のエレベーター等の設置をはじめ周辺地区のバリアフリー化を進めているところです。

引き続きこの取組みを、他の駅にも広げていくために平成18年度には、門真市・守口市の市域界に位置する京阪西三荘駅について基本構想を策定し、これに基づき関係機関と協力しながらバリアフリーのまちづくりを推進してまいります。

さらに平成18年12月には交通バリアフリー法とハートビル法を統合したバリアフリー新法が施行されたことから、策定途中での新法移行ではありませんが、本基本構想も可能な限り、新法の内容を取り入れたものとしたしました。

最後になりましたが、この基本構想策定にご尽力賜りました関係各位をはじめ、タウンウォッチング、ワークショップなどにご協力いただきました皆様方に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも市民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成19年3月
門真市長 園部 一成

守口市では、従来から「守口市21世紀計画」により安全なまちづくりの推進の一環として、高齢者・障害者等の歩行者にやさしいまちづくりに取り組んできましたが、平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行されたことにより、平成13年度に京阪滝井駅、平成15年度に京阪守口市駅のバリアフリー基本構想を策定し駅舎のエレベーター設置を始め周辺地区のバリアフリー化を進めてきたところです。

このたび、京阪西三荘駅を中心にした地区においてもバリアフリー化を進めるため基本構想を策定することになりましたが、駅舎が本市行政区域と門真市行政区域にかかることから、両市が連携を取りながら基本構想を策定しました。今後は、この基本構想を指針として駅舎や周辺地区のバリアフリー化を進めていきたいと考えています。

策定にあたり「守口市京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会」に参画いただきました関係者や、市民アンケートに際し貴重なご意見を寄せていただいた皆様方に心から感謝申し上げます。

平成19年3月
守口市長 喜多 洋三



本基本構想の特定旅客施設である京阪西三荘駅は、守口市・門真市の市域界にあり、守口市民、門真市民とも多く利用しています。

本来であれば各々の市で基本構想を策定し、バリアフリー化を進めることとなりますが、両市民の移動円滑化の観点から、市域を越えた重点整備地区を設定し、より安全でより安心して移動ができるよう、府下初めての試みとして2市協同で基本構想を策定いたしました。

新法が施行され、今後ますます行政区域を越えた基本構想策定の必要性が増す中、本基本構想がその一助となれば幸いです。

目 次

1. 計画の主旨	1
1-1. 策定の背景	1
1-2. 計画の策定方法と体制	2
2. 門真市・守口市の概況	3
2-1. 門真市・守口市を取り巻く環境	3
(1) 門真市・守口市の位置	3
(2) 人口・世帯数	3
(3) 出生数の状況	6
(4) 身体障害者・知的障害者数の状況	7
2-2. 目標年次	8
(1) 特定事業	8
(2) その他事業（特定事業以外）	8
2-3. バリアフリー化の推進	8
2-4. 重点整備地区	9
3. 整備の基本方針	10
3-1. 基本方針	10
(1) 道 路	10
(2) 鉄道駅	10
(3) バス事業	10
(4) 信号・交通規制	10
(5) 公園	11
(6) 生活関連施設	11
(7) 誰にでもわかりやすい案内表示の推進	11
(8) バリアフリー化の教育	11
(9) 商店街（交通まちづくり経路）	11
(10) 積極的で柔軟な事業計画	11
(11) やさしさ広がるまちづくり	11
(12) 高齢者・障害者等の配慮事項	12
(1) 道 路	14
(2) 鉄道駅	14
(3) 信号機	14
3-2. 生活関連施設	15
3-3. 生活関連経路等の経路	16

4.	特定事業・その他の事業	19
4-1.	道路特定事業	19
(1)	生活関連経路	19
4-2.	公共交通特定事業	19
(1)	特定旅客施設：西三荘駅	19
(2)	バス運行に関するバリアフリー化	20
4-3.	交通安全特定事業	20
4-4.	都市公園特定事業	20
4-5.	建築物特定事業	20
4-6.	その他の事業	20
(1)	準生活関連経路	21
(2)	交通まちづくり経路（商店街）	21
(3)	駅周辺における放置自転車対策	21
(4)	門真元町郵便局	21
(5)	心のバリアフリー事業	21
5.	今後の取り組み	22
5-1.	市民の理解と協力	22
5-2.	バリアフリーの推進方策	23
5-3.	利用者の立場に立ったバリアフリー化の推進	23
6.	参考資料	24
6-1.	門真市	24
(1)	市民アンケート調査	24
(2)	タウンウォッチング調査	27
(3)	ワークショップ	35
(4)	門真市京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	38
(5)	京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会等の経緯	40
6-2.	参考資料 守口市	41
(1)	「交通バリアフリー」に関する市民アンケート結果報告書	41
(2)	タウンウォッチング結果報告	42
(3)	京阪西三荘駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	43

1. 計画の主旨

1-1. 策定の背景

わが国では、急速に高齢化が進んでおり、平成 27 年（2015 年）には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となります。

こうした中、高齢者や障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが社会的課題となっており、平成 12 年（2000 年）11 月には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）」が施行されました。そして、交通バリアフリー法を総合的に推進するため、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」の 2 法を統合し、平成 18 年 6 月 21 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」が公布され、平成 18 年 12 月 20 日に施行されました。

守口市においては、平成 13 年度に京阪滝井駅、平成 15 年度に京阪守口市駅の交通バリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化に取り組んでいます。

門真市においても、平成 17 年度に京阪古川橋駅と大和田駅を対象とした「門真市交通バリアフリー基本構想」を作成し、バリアフリー化に取り組んでいます。

そして、このようなバリアフリー化の取り組みを継続するとともに、市域における他の駅にも広げていくため、バリアフリー新法との整合性を図りながら、門真市、守口市は「京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」という。）」を策定することとしました。

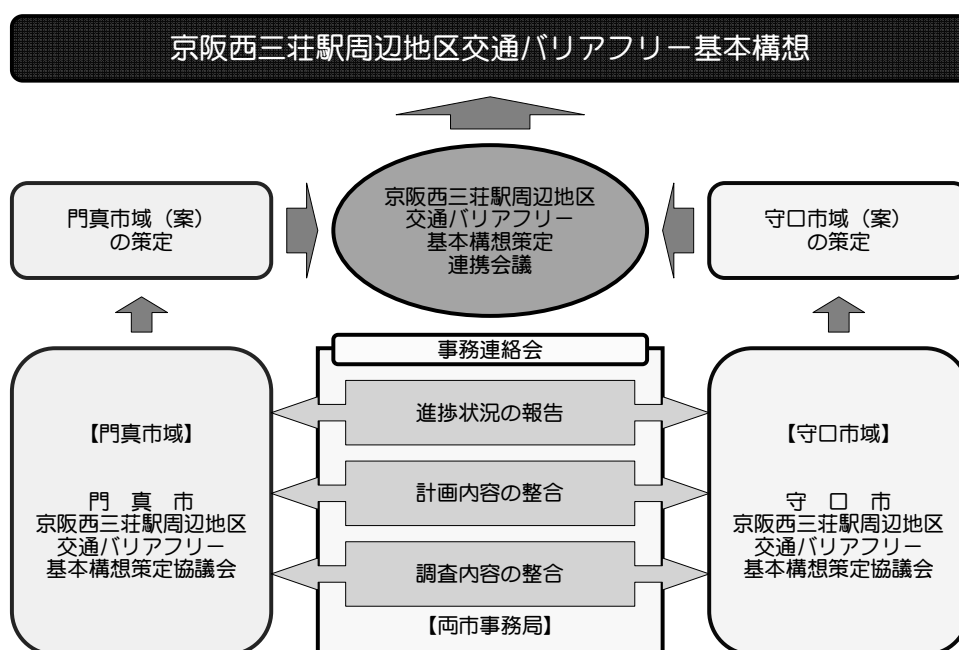
1-2. 計画の策定方法と体制

京阪西三荘駅は門真市と守口市の市境界に位置するため、門真市民と守口市民の両市民が多く利用しています。

そのため、本基本構想の策定にあたり、両市それぞれに策定協議会を設置し、門真市は門真市域の基本構想案を、守口市は守口市域の基本構想案を策定いたしました。

そして、「京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定連携会議」において協議し、「京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」としてとりまとめました。

図 1-1 計画の策定の体制図



委員会等	役割・構成
京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定連携会議	<ul style="list-style-type: none"> ○両市の基本構想のとりまとめ協議。 ○両市会長及び事務局等により構成。 ○基本構想とりまとめの時に開催。
門真市 京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○門真市民、学識経験者、事業者等により構成。 ○門真市域の「京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定。
守口市 京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○守口市民、学識経験者、事業者等により構成。 ○守口市域の「京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定。
事務連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局による連絡・報告・協議。開催は適宜。

2. 門真市・守口市の概況

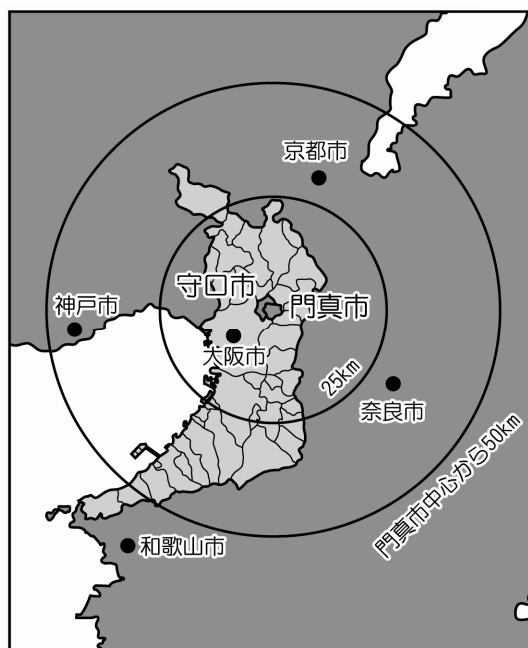
2-1. 門真市・守口市を取り巻く環境

(1) 門真市・守口市の位置

両市は、大阪府の北東部、淀川左岸、北河内地域にあって、大阪市都心部へ約 10km の位置にあります。市域面積は、守口市 12.73k m²、門真市 12.28k m²です。

大阪中心部へ、京阪本線によって淀屋橋、地下鉄谷町線によって東梅田、地下鉄長堀鶴見緑地線によって心斎橋に結ばれています。

図2-1 門真市・守口市の位置



(2) 人口・世帯数

① 人口・世帯数の推移

門真市

門真市の人口は、昭和 30 年代前半から昭和 45 年にかけて急激に増加した後、昭和 50 年をピークに減少し、その後は微増減をくりかえしているものの、減少傾向にあります。

また、世帯数は、昭和 30 年代前半から昭和 45 年にかけて急激に増加した後も増加しています。

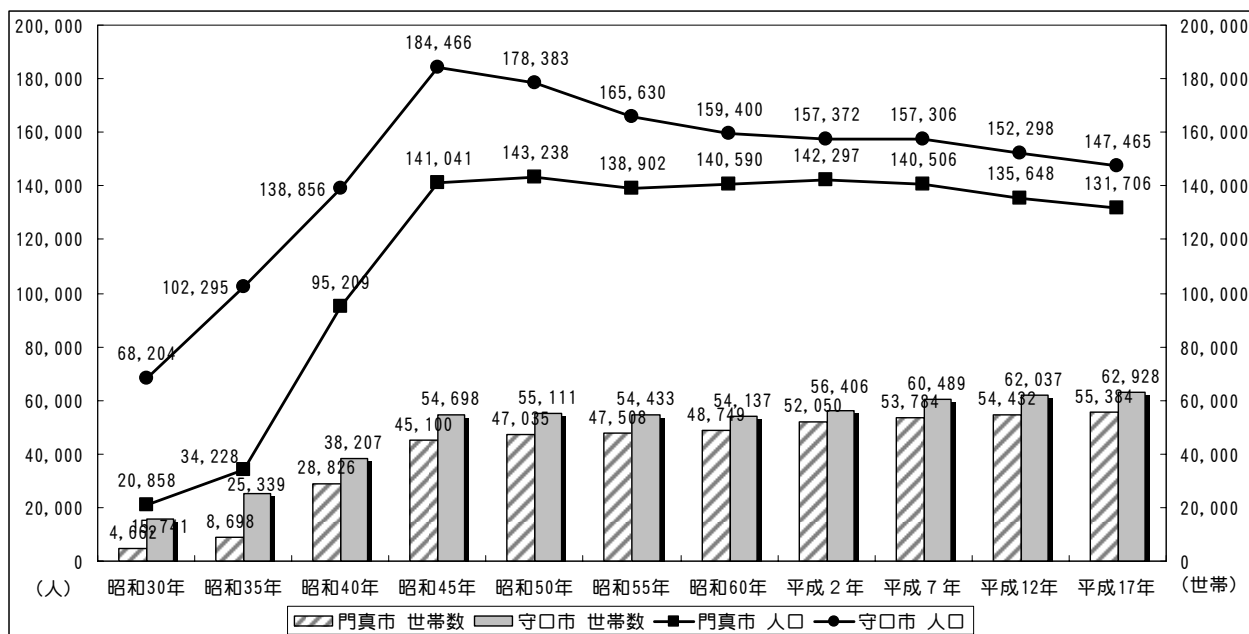
その結果、平成 17 年国勢調査によると、人口；131,706 人、世帯数；55,384 世帯となっています。

守口市

守口市の人口は、昭和 46 年 6 月に 188,035 人を記録したのを最高に、その後、漸減傾向を示しはじめ、平成 17 年国勢調査では、147,465 人となっています。

また、世帯当りの人口は、昭和 35 年に 4.83 人であったものの、昭和 55 年には 3.04 人、平成 2 年には 2.79 人と世帯の細分化が進み、平成 17 年国勢調査では、62,928 世帯で、世帯当りの人口は 2.24 人となり、核家族化傾向が強まっています。

図2-2 門真市・守口市の人口・世帯数の推移 (国勢調査より)



② 人口の年齢構成

門真市

門真市の65歳以上の人口は、平成17年で23,246人となっています。

年齢3階層別人口の構成比は、昭和55年で4.6%であった高齢化率（65歳以上人口の全人口に対する割合）が、昭和60年5.6%、平成2年6.9%、平成7年8.8%、平成12年12.4%、平成17年17.7%となっており、高齢化が進んでいます。

ただし、全国の高齢化率（H17）と大阪府（H17）と比較すると、門真市の方が低くなっています。

守口市

守口市の65歳以上の人口は、平成17年で29,305人となっています。

年齢3階層別人口の構成比は、昭和55年で6.9%であった高齢化率（65歳以上人口の全人口に対する割合）が、昭和60年8.2%、平成2年9.6%、平成7年11.7%、平成12年15.3%、平成17年20.4%となっており、高齢化が進んでいます。

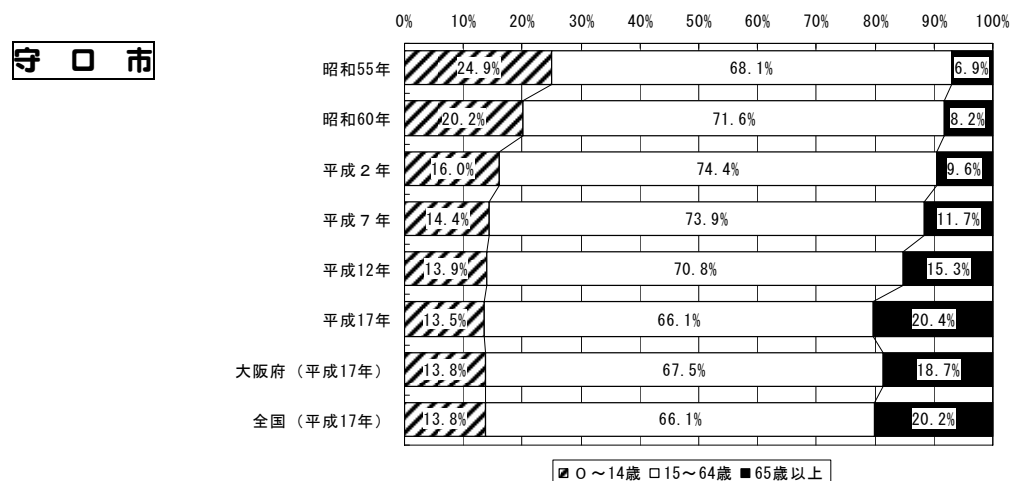
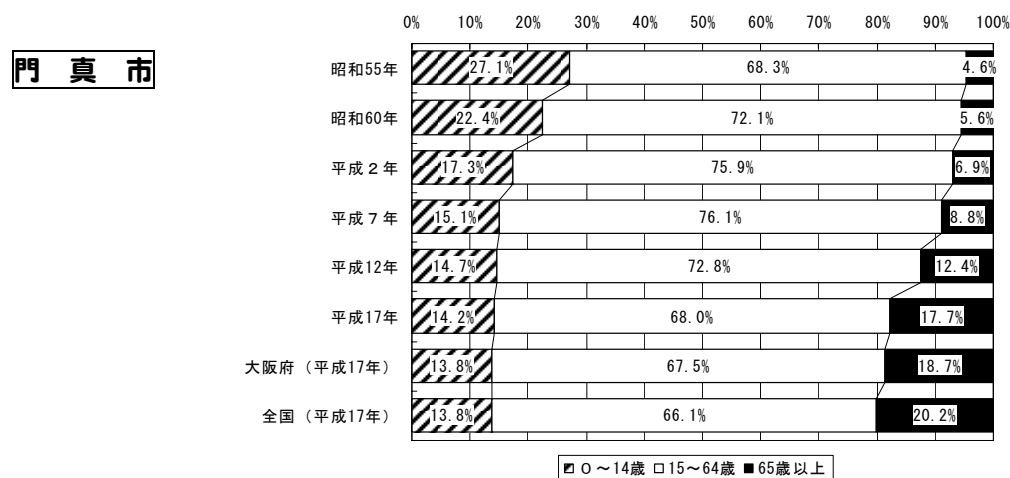
表2-1 年齢3階層別人口とその推移 (国勢調査より)

(人)

	門真市				守口市			
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	合計	0~14歳	15~64歳	65歳以上	合計
昭和55年	37,432	94,292	6,406	138,130	41,178	112,577	11,460	165,215
昭和60年	31,279	100,805	7,790	139,874	32,203	114,066	13,029	159,298
平成2年	24,233	106,467	9,628	140,328	25,091	116,499	14,969	156,559
平成7年	21,167	106,813	12,298	140,278	22,554	115,899	18,346	156,799
平成12年	19,939	98,520	16,842	135,301	21,136	107,589	23,324	152,049
平成17年	18,653	89,129	23,246	131,028	19,420	94,819	29,305	143,544
大阪府 (平成17年)	1,211,257	5,913,558	1,634,218	8,759,033				
全国 (平成17年)	17,521,234	84,092,414	25,672,005	127,285,653				

注) 合計には年齢不明は含まない。

図2-3 年齢3階層別人口比率とその推移 (国勢調査より)



(3) 出生数の状況

門 真 市

門真市の出生数は、年々減少しており、毎年約 100 人減少し、平成 17 年で 1,208 人となっています。

守 口 市

守口市の出生数は、減少傾向にあるものの、平成 15 年から平成 16 年は微減少にとどまっています。

表 2-2 出生数 (門真市・守口市調べ)

(人)

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
門 真 市	1,583	1,452	1,327	1,283	1,323	1,208
守 口 市	1,405	1,401	1,300	1,197	1,181	1,155

(4) 身体障害者・知的障害者数の状況

門 真 市

門真市の身体障害者手帳所持者は、平成12年から増加しており、平成17年で4,453人となっています。その内訳は、「肢体不自由」が2,521人と最も多く、次いで「内部障害」が1,086人となっています。

知的障害者（療育手帳所持者）は、805人（H17）となっています。

表2-3 門真市の身体障害者手帳所持者及び知的障害者（療育手帳所持者）の推移（門真市調べ）（人）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
身体障害者	3,703	3,952	4,039	4,145	4,275	4,453
視覚障害	371	393	399	404	400	396
聴覚障害	323	344	341	349	371	384
音声言語障害	63	76	74	76	62	66
肢体不自由	2,160	2,292	2,333	2,369	2,408	2,521
内部障害	786	847	892	947	1,034	1,086
知的障害者	647	680	703	775	793	805

注1) 数値は各年の4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を示しています。

守 口 市

守口市の身体障害者手帳所持者は、平成12年から増加しており、平成17年で6,528人となっています。その内訳は、「肢体不自由」が3,667人と最も多く、次いで「内部障害」が1,675人となっています。

知的障害者（療育手帳所持者）は、802人（H17）となっています。

表2-4 守口市の身体障害者手帳所持者及び知的障害者（療育手帳所持者）の推移（守口市調べ）（人）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
身体障害者	3,949	4,445	4,777	5,152	5,569	6,528
視覚障害	411	443	452	481	519	583
聴覚障害	310	352	377	404	437	483
音声言語障害	85	91	94	94	101	120
肢体不自由	2,274	2,564	2,740	2,959	3,200	3,667
内部障害	869	995	1,114	1,214	1,312	1,675
知的障害者	—	—	—	732	760	802

注1) 数値は各年の4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を示しています。

注2) 「—」は不明

2-2. 目標年次

目標年次は、平成22年度（2010年度）を基本とし、特定事業及びその他事業（特定事業以外）の実施にあたっては次のとおりとします。

なお、具体の事業の推進にあたっては、各特定事業者ごとに実施計画を定め、できる限り早期実現化に努めます。

ただし、社会情勢や法律などの変化・改正により、事業の見直しが必要になった場合においては、代替措置などを検討し、特定事業のバリアフリー化を継続的に取り組むことに努めます。

(1) 特定事業

本基本構想の特定事業は、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、公園特定事業、建築物特定事業とし、整備目標年次は平成22年度（2010年度）とします。

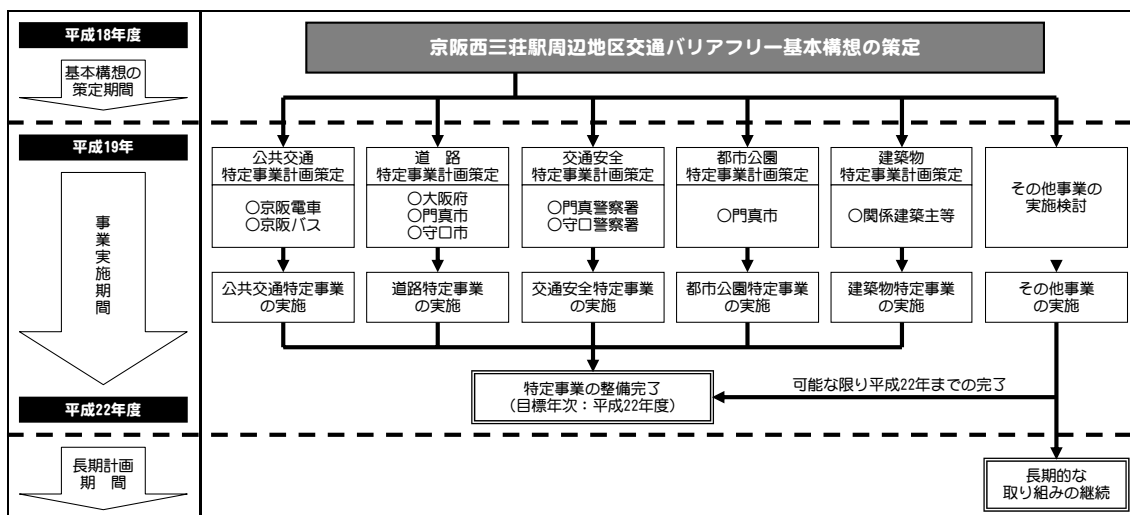
(2) その他事業（特定事業以外）

その他事業についても、できる限り平成22年度（2010年度）を目標としますが、事業の特性から長期の整備期間が必要となる場合は、長期計画期間と位置づけ、平成23年度（2011年度）以降も、バリアフリーの推進に継続的に取り組みます。

2-3. バリアフリー化の推進

本基本構想は、京阪西三荘駅周辺において、高齢者や障害者等が安全に身体の負担が少なく移動できるようにするため、門真市、守口市、京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪電車」という。）、京阪バス株式会社（以下「京阪バス」という。）、大阪府、門真警察署、守口警察署等が連携して、京阪西三荘駅及び駅周辺の道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくための基本的な方針などを定めます。

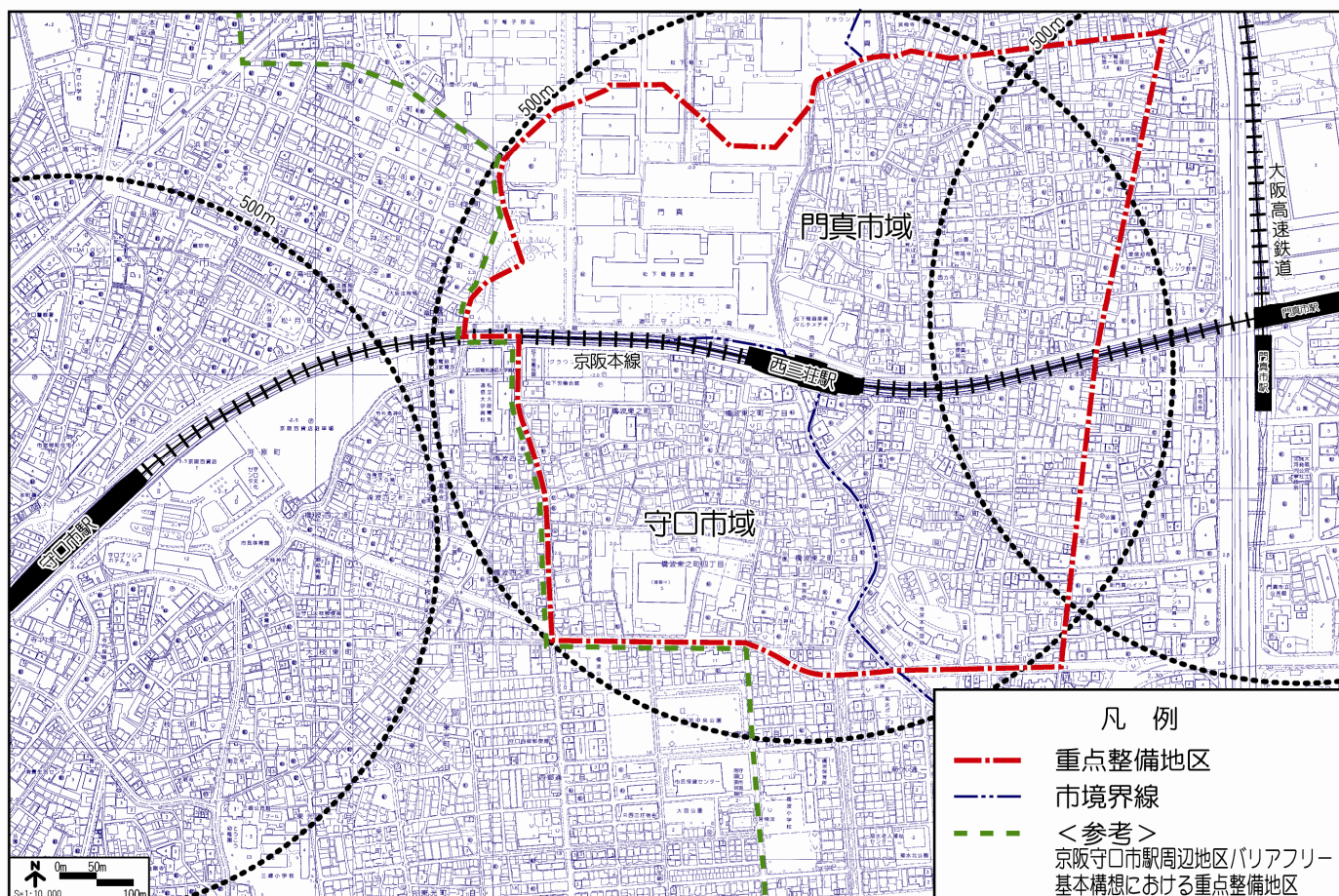
図2-4 京阪西三荘駅周辺地区のバリアフリー化推進の流れ



2-4. 重点整備地区

京阪西三荘駅周辺地区の重点整備地区は、下記のとおりとします。

図2-5 京阪西三荘駅周辺地区の重点整備地区



3. 整備の基本方針

3-1. 基本方針

門真市の基本方針

(1) 道路

重点整備地区内の生活関連経路と準生活関連経路については、高齢者、身体障害者、知的障害者などの市民の誰もが安全で安心して移動できるように、今後、優先的にバリアフリー化の整備を進めます。

- 歩道の有効幅員の確保／勾配の改良／横断歩道に接続する歩道
歩道舗装の改良・修繕／視覚障害者誘導用ブロックなどの設置 等

(2) 鉄道駅

「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」に基づき、移動経路の円滑化やトイレ機能の向上、利用しやすい券売機・改札機の整備など、バリアフリー化の整備を進めます。

- 移動経路の円滑化／トイレの機能向上／利用しやすい券売機・改札機
わかりやすい案内情報 等

(3) バス事業

「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」に基づき、ノンステップバスの導入や案内板など、バリアフリー化の整備を進めます。

- バス車両のバリアフリー化 等

(4) 信号・交通規制

高齢者、身体障害者、知的障害者などの市民の誰もが、生活関連経路及び準生活関連経路を安全で安心して移動できるように、音響式信号や路面標示などのバリアフリー化の整備を進めます。

- 信号機の整備／違法駐車対策 等

(5) 公園

「都市公園移動等円滑化基準」に基づき、公園の出入口の幅員を確保するなど、バリアフリー化の整備を進めます。

(6) 生活関連施設

「建築物移動等円滑化基準」に基づき、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路など、バリアフリー化の整備を進めます。

(7) 誰にでもわかりやすい案内表示の推進

高齢者、身体障害者及び知的障害者だけでなく、健常者も含めて誰もが無理なく認識できるように、点字やピクトグラム（絵文字）などわかりやすい案内表示の推進に取り組みます。

(8) バリアフリー化の教育

高齢者、身体障害者及び知的障害者などへの接遇や介助方法の啓発について継続的に取り組みます。

(9) 商店街（交通まちづくり経路）

高齢者や障害者などが自信をもって外出し、商店街などで気軽に買い物ができるように、市民・商業者・行政が協力し、バリアフリー化の整備を進めます。

(10) 積極的で柔軟な事業計画

バリアフリー新法やガイドラインの基準を最低ラインにとらえ、事業計画の策定にあっては、日々進められている新しい技術開発や整備箇所の特徴などを考慮し、市民誰もが安全で安心して移動できるように、バリアフリー化の整備を進めます。

(11) やさしさ広がるまちづくり

道路や駅舎のバリアフリー化を進めることとあわせて、市民の協力は必要不可欠であることから、市民みんなが身近なところから、思いやりのある心で自ら進んで行動できることをはじめ、やさしさが広がるまちづくりの啓発活動を進めます。

(12) 高齢者・障害者等の配慮事項

本基本構想は、高齢者・障害者等が公共交通機関を利用し移動する際、ハンディキャップを持っていることを考慮し、安全で安心しかつ身体の負担が少なく移動できるようにしていく必要があります。

そのため、高齢者や障害者をはじめ、妊産婦、けが人などの一時的な移動制約者を含めて、移動する際のハード整備や情報伝達などのソフト整備を進める上で、次のようなことに配慮していく必要があります。

ただし、ここで示している事項は、代表的なものであり、すべての事項ではありません。バリアフリー化を進める際は、各事業者は最低限に配慮すべき事項であると理解した上で取り組むとともに、多様なニーズの把握に努めることも必要です。

1) 車いす利用者

- 車いすの全幅に加え、ハンドリムを操作できる幅員を確保する。
- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- 傾斜路を設ける際は勾配や長さに配慮する。
- 押したり、手前に引いたりする扉などは開けにくいいため、扉の形状に配慮する。
- 券売機・自動販売機や案内板などの高さに配慮する。
- トイレなどの手すりの高さや介助スペースなどに配慮する。

2) 視覚障害者・杖利用者

- 視覚障害者用ブロックの連続性や音響・音声案内などに配慮する。
- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- 段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げや踏面の高さや広さに配慮する。
- 壁面の突出物等は認識できないため、高さや構造に配慮する。
- 杖の振り幅があるため、出入口の幅に配慮する。
- 杖の底面が小さいので、グレーチングや蓋などの構造に配慮する。
- 弱視者は、個々人で差があるため、文字の大きさや色づかい、照明などに配慮する。

3) 聴覚障害者

- 視覚による情報案内の配置には連続性に配慮する。
- 緊急の際、視覚による情報伝達に配慮する。

4) 高齢者

- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- 段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げや踏面の高さや広さに配慮する。
- 長距離の歩行は体への負担がかかるため、休憩スペースの設置に配慮する。
- 危険回避能力が衰えているため、安全性に配慮する。
- 券売機等の機器類の操作は単純に、音声案内や色・大きさに配慮する。

5) 子ども連れ

- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどの設置に配慮する。
- 休憩や授乳ができる場所を設けるよう配慮する。
- 保護者などと一緒に行動することに配慮する。

6) 知的障害者

- 言語による意思伝達の不足を補うための絵・写真などの視覚的手段に配慮する。
- 券売機等の機器類の操作は単純に、音声案内や色・大きさに配慮する。
- 保護者や介護者などと一緒に行動することに配慮する。

7) 精神障害者

- リラックスできる環境づくりに配慮する。
- 休憩できる場所の設置に配慮する。
- 保護者や介護者などと一緒に行動することに配慮する。

8) 内部障害者

- 休憩できる場所の設置に配慮する。
- オストメイト対応のトイレの設置に配慮する。

9) 子ども

- 低い位置からの視認性や操作性に配慮する。
- 図示や記号化などわかりやすい情報提供に配慮する。

10) 外国人

- 情報伝達のサインなどの外国語表記に配慮する。
- 図示や記号化などわかりやすい情報提供に配慮する。

11) 一時的な移動制約者（妊産婦・けが人）

- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 妊婦は足元が見えない上、前かがみの姿勢が難しいなどの動作に配慮する。

守口市の基本方針

重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針は、下記のとおりとします。

- ① 鉄道駅（西三荘駅）及び市民保健センター（京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想 重点整備地区内）利用者の移動円滑化の確保を図る。
- ② 「守口市21世紀計画」や「守口市障害者計画」などとの整合を図り、計画的な整備を推進する。
- ③ 関係機関との積極的な連携により、効率的・効果的な整備の推進を図る。
- ④ 高齢者、障害者等をはじめ関係者の参画により、関係者の意見を十分に反映されるように努める。
- ⑤ 当該地区の整備にあたっては、既存の道路を有効活用し、地区内における移動円滑化の確保に努める。

(1) 道路

「生活関連経路」として位置づける路線については、重点整備地区内の多くの市民が日常利用する、京阪西三荘駅と守口市市民保健センターを結ぶ経路とします。

「生活関連経路」という、最優先に事業の推進を要する経路として位置づけることで、道路特定事業により「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に基づき、高齢者、障害者などの市民の誰もが安心して移動できるように、今後優先的にバリアフリー化を図ります。

(2) 鉄道駅

「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」に基づき、移動の円滑化やトイレ機能の向上、利用しやすい券売機・改札機の整備などのバリアフリー化を進めます。

(3) 信号機

最優先にバリアフリー事業を要する経路として位置づけた「生活関連経路」の交差点部分に設置されている、信号機の改良を図ります。

大阪府公安委員会（大阪府守口警察署）と道路管理者（守口市）が、積極的な連携を図ることで、重点整備地区における旅客施設、建築物等及びこれらの経路を構成する道路の一体的な整備を効率的・効果的に図るものです。

3-2. 生活関連施設

生活関連施設とは、高齢者、障害者等が社会の様々な活動に参加する機会を確保するため、日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などです。

表3-1 バリアフリー新法における施設の定義

旅客施設	○鉄道施設、軌道施設、自動車ターミナル法によるバスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル
特定建築物	○学校、病院、劇場、観覧場、郵便局、展示場、百貨店、ホテル、事務所、飲食店、共同住宅、老人ホーム、その他
特別特定建築物	○特定建築物のうち、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する施設

門真市

本基本構想の生活関連施設としては、旅客施設である西三荘駅、特別特定建築物の元町郵便局及び市民が多く利用すると考えられる元町中央公園とします。

表3-2 門真市の生活関連施設

特定旅客施設	○西三荘駅
特別特定建築物	○門真元町郵便局（郵便局）
公園	○元町中央公園

守口市

本基本構想の生活関連施設としては、旅客施設である西三荘駅とします。なお、不特定多数かつ主として高齢者や障害者等が利用すると考えられる守口市市民保健センターについては、守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく特定経路と連続することにより移動の円滑化を確保します。

表3-3 守口市の生活関連施設

特定旅客施設	○西三荘駅
--------	-------

3-3. 生活関連経路等の経路

門真市

生活関連施設を結ぶ経路を優先的に事業推進していく経路として、生活関連経路、準生活関連経路と交通まちづくり経路を設定します。

生活関連経路は、特定旅客施設と周辺の官公庁施設、福祉施設などの生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。）を結ぶ経路で、平成22年までにバリアフリー化の整備を図ります。

準生活関連経路は、生活関連経路と同等に整備を要する経路であるものの、道路または歩道幅員が狭く、用地買収による整備を要するなど平成22年までに整備完了が困難な経路などを設定します。整備については、当面実施できるところから進め、長期的には移動等円滑化基準への適合など、バリアフリー化の整備を進めます。

高齢者・障害者などが商店や商店街で気軽に買い物ができるように、市民・事業者・行政が協力し、バリアフリー化の推進に取り組む経路を、交通まちづくり経路とします。

本重点整備地区外であるものの、門真市駅との連続性を考慮し、生活関連経路・準生活関連経路を計画・整備する際、連続性を考慮する経路をその他関連経路とします。

表3-4 門真市の生活関連経路等の経路

区分	番号	路線名	生活関連施設間	事業主体
生活関連経路	①	(府)守口門真線	西三荘駅～元町郵便局 ※府道の一体整備の観点から松下工場入り口までを経路とする	大阪府
	②	(市)本町側道1号線 (市)本町側道2号線 (市)本町側道3号線 (市)門真停留所線	西三荘駅～門真市駅方面 ※市民要望が多いため、経路として設定	門真市
準関連生活経路	①	(府)守口門真線	・門真市駅方面	大阪府
	②	新規路線	・門真元町公園	門真市
交通まちづくり経路	A	(市)元町東西線	・門真元町中央商店会	門真市
	B	(市)門真停留所線 (市)門真御旅線	・門真駅前本町商店会	門真市
	C	(府)金田門真停車場線	・住友通商店街	大阪府
	D	(市)門真東部線	・門真銀座商店会	門真市
そ関連の経路	a	(府)守口門真線	・門真市駅方面	門真市
	b	(市)柴町側道線	・門真市駅方面	門真市

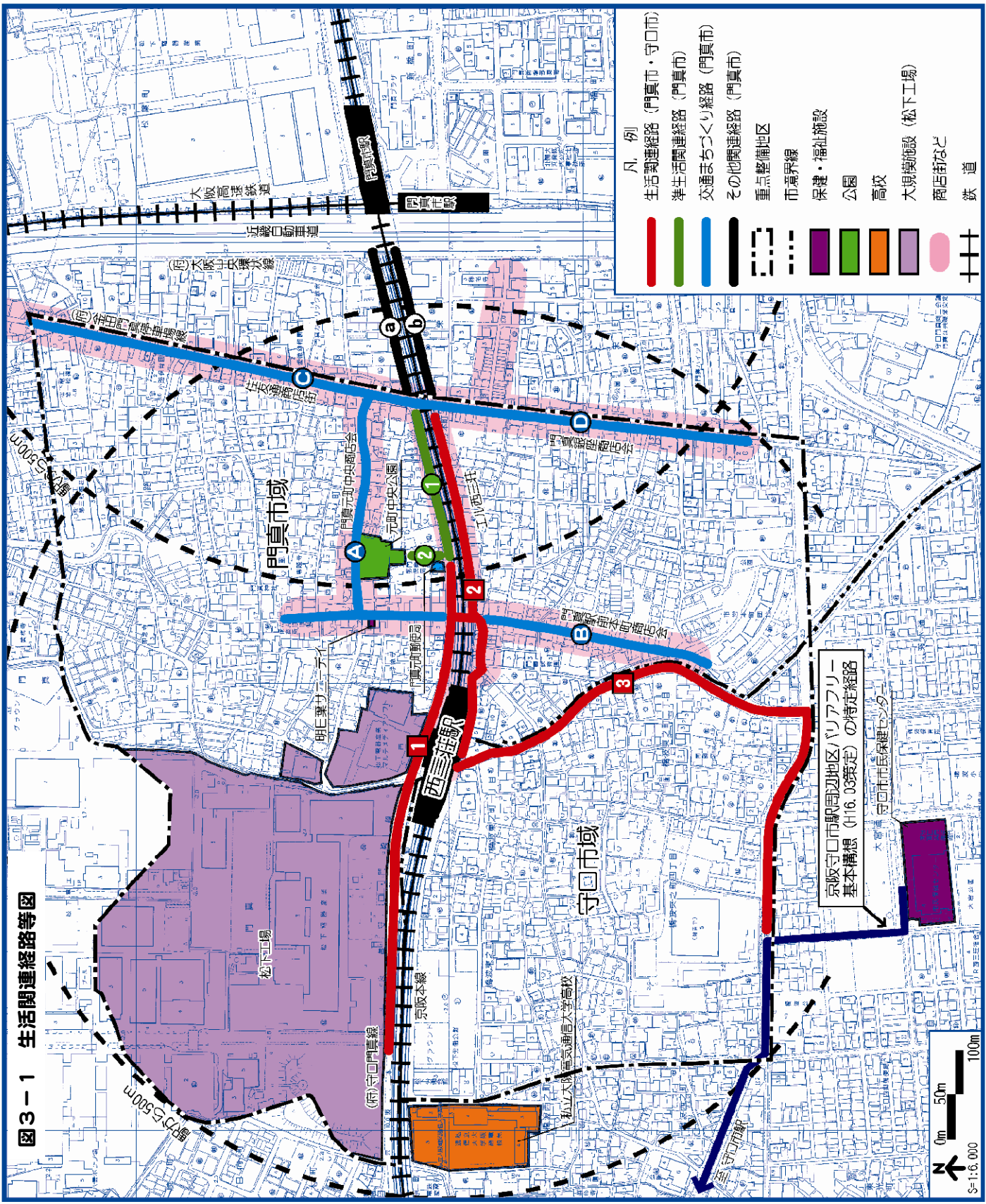
守口市

生活関連施設を結ぶ経路を優先的に事業推進していく経路として、生活関連経路を設定します。

生活関連経路は、特定旅客施設と周辺の官公庁施設、福祉施設などの生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。）を結ぶ経路で、平成22年までにバリアフリー化の整備を図ります。

表3-5 守口市の生活関連経路等の経路

区分	番号	路線名	生活関連施設間	事業主体
生活関連経路	③	(市)橋波15号線 (市)橋波17号線 (市)東西橋波1号線	西三荘駅～守口市市民保健センター ※京阪守口市周辺地区バリアフリー基本構想 の特定経路に接続	守口市



4. 特定事業・その他の事業

4-1. 道路特定事業

(1) 生活関連経路

門真市		守口市		整備内容 (目標年次：平成22年度)
管理者	番号	路線名		
大阪府	①	(府)守口門真線		○安全で快適な歩行空間の確保 ・歩道の有効幅員の確保 ・縦横断勾配の改良 ・歩道舗装の改良 ・側溝等のグレーチングの改善・修繕 ・視覚障害者誘導用ブロックなどの設置 ・不法占用物件に対する撤去指導の徹底
門真市	②	(市)本町側道1号線 (市)本町側道2号線 (市)本町側道3号線 (市)門真停留所線		
守口市	③	(市)橋波15号線 (市)橋波17号線 (市)東西橋波1号線		

4-2. 公共交通特定事業

(1) 特定旅客施設：西三荘駅

門真市		守口市		整備内容 (目標年次：平成22年度)
鉄道事業者				
京阪電気鉄道				○西三荘駅の公共用通路から上下ホームに至る経路について、移動制約者に対応した垂直方向のバリアフリー化の事業を実施する。 ・移動経路の円滑化 <エレベーターの設置> ○西三荘駅の旅客便所について、高齢者、障害者等に対応したバリアフリー化の事業を実施する。 ・トイレの機能向上 <多機能トイレ(非常用通報装置つき)の設置> <トイレの位置・男女区別の点字案内の設置> ○その他、視覚障害者用誘導ブロック、手すりの2段化等の基準適合化を実施する。 ・歩きやすい階段 <2段手すりの設置> ・利用しやすい券売機・改札機 <自動券売機及び蹴込み部の改善> <幅広改札機の設置> ・わかりやすい案内情報 <視覚障害者誘導用ブロックの整備> <掲示板などの緊急時の文字案内> ・ホームの縁端 <警告ブロックのJIS化> ・ホーム階の休憩施設 <扉の改善・段差解消>

(2) バス運行に関するバリアフリー化

門 真 市		守 口 市	
バス事業者	整 備 内 容 (目標年次：平成 22 年度)		
京阪バス	○ノンステップバス等のバリアフリー対応バス車両の導入 (市内運行) <ノンステップバス等のバリアフリー対応バスを 100%導入>		

4-3. 交通安全特定事業

門 真 市	
公安委員会	整 備 内 容 (目標年次：平成 22 年度)
大 阪 府 公安委員会	○既設信号機への視覚障害者用付加装置等の整備と高齢者や障害者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保 ○反射材等を用いた高輝度道路標識、道路標示の設置 ○移動円滑化を阻害する違法駐車等を防止するための事業を重点的に推進

守 口 市	
公安委員会	整 備 内 容 (目標年次：平成 22 年度)
大 阪 府 公安委員会	○信号機の改良 ・市民保健センター北交差点、天乃神社前交差点、天乃神社東交差点

4-4. 都市公園特定事業

門 真 市	
管理者	整 備 内 容 (目標年次：平成 22 年度)
門真市	○出入口の幅員・平坦部の確保

4-5. 建築物特定事業

門 真 市		守 口 市	
--------------	--	--------------	--

生活関連施設のうち建築物特定事業の対象となる施設は、延床面積 2,000 m²以上の特別特定建築物とする。

本基本構想の重点整備地区内には、該当する施設はないものの、今後、建築等される施設については、「建築物移動等円滑化基準」に適合するよう、関係する建築主等によるバリアフリー化を促進します。

4-6. その他の事業

その他の事業については、長期的には「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に適合した整備を図るものの、当面実施できる整備内容から取り組みます。

(1) 準生活関連経路

門真市

路線名	番号	平成 22 年までに取り組む内容	事業主体
(府)守口門真線	①	○路上駐車 of 排除	・大阪府 ・警察
		○現況幅員でのバリアフリー化	・大阪府
新設道路	②	○用地買収等を要するため、平成 22 年以降の整備になるものの、できる限り早期の整備に向けて取り組む。	・門真市

(2) 交通まちづくり経路 (商店街)

門真市

商店街	番号	平成 22 年までに取り組む内容	取り組む主体
・門真元町中央商店会	A	○迷惑駐車・駐輪行為への対策として広報活動及び啓発活動を継続的に実施します。 ○道路上にはみ出している看板や商品を解消するため、関係機関及び関係者と連携し、効果的な啓発・指導を検討します。 ○道路と商店の接続について、連続的かつ円滑的なバリアフリー化を検討します。	市民 ・商業者 ・行政
・門真駅前本町商店会	B		
・住友通商店街	C		
・門真銀座商店会	D		

(3) 駅周辺における放置自転車対策

守口市

事業内容	平成 22 年までに取り組む内容	取り組む主体
・放置自転車対策	○駅舎周辺における移動円滑化を阻害する放置自転車対策に努める。	・守口市

(4) 門真元町郵便局

門真市

生活関連施設	平成 22 年までに取り組む内容	取り組む主体
・門真元町郵便局の出入口	○元町中央公園を結ぶ「新設道路」との整備とあわせて、門真元町郵便局の出入口の段差解消に取り組む。	・郵便局

(5) 心のバリアフリー事業

門真市

事業内容	平成 22 年までに取り組む内容	取り組む主体
・自転車通行マナーの向上	○こども自転車運転免許証交付講習会 小学生を対象に講習会を通じて、正しく「自転車」に乗る自覚を早い段階で芽生えさせ、マナー向上と事故防止に努める。	・門真市

5. 今後の取り組み

5-1. 市民の理解と協力

基本構想は、交通バリアフリー法に基づく、行政（国、地方公共団体、公安委員会等）・事業者・市民が、各々の役割と責務を果たすことによって交通バリアフリー化を実現していくことを前提としています。

そして、市民・事業者・行政が果たすべき役割と責務をそれぞれが果たすとともに、事業実施に向けて地域住民と合意形成を図ることにより、この基本構想を定めた交通バリアフリーの整備目標の達成や事業の実現を可能とします。

そのため、市民みなさんのご理解とご協力が必要になることから、広報紙への掲載や社会福祉協議会をはじめとした団体などとの連携により、啓発活動を行うなどして、バリアフリー化の推進を図ります。

市民みなさんのご理解とご協力をお願いします！！

点字ブロックの上に物や自転車を置かないで下さい！！

視覚障害者の安全を確保するため、歩道や通路に設置した点字ブロック（視覚障害者用誘導ブロック）の上に自転車や看板などを置かないようにしましょう。

困っている人がいれば、やさしく声をかけ助けましょう！！

車いすを利用している方やお年寄りで体の自由がきかない方が、駅の階段や横断歩道をわたっているなど、困っているのを見かけたら、やさしく声をかけお手伝いしましょう。



自転車マナーを守りましょう！！

高齢者や障害者等は歩いている時に、走ってくる自転車を急にはよけることはできません。また、聴覚障害者は後ろから自転車が来てもわかりませんので、自転車に乗る人はスピードや走行などの自転車マナーを守りましょう。

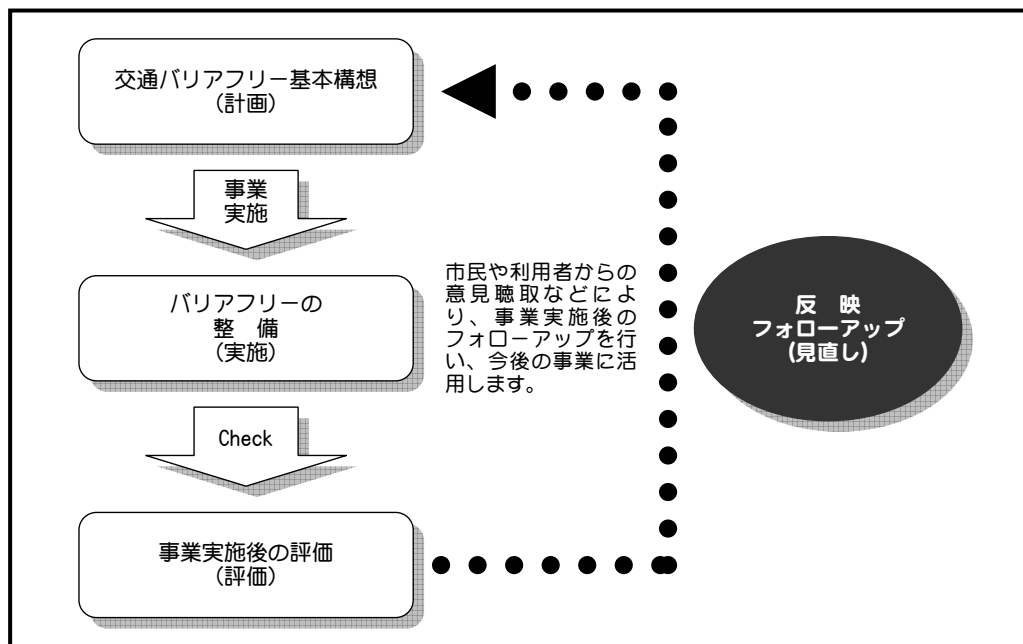
工事の際は、ご理解とご協力をお願いします！！

今後、本基本構想に基づいて工事が行われる際は、ご迷惑をおかけすると思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

5-2. バリアフリーの推進方策

本基本構想の策定後、市民をはじめとする利用者の意向が反映された事業となっているかについては、適宜ホームページや広報など、適切な情報提供のあり方を検討します。

さらに、事業実施後、利用者からの意見聴取などによりフォローアップを行い、今後の事業や施策に反映し、「計画→実施→評価→見直し→計画→..」の循環的・段階的に取り組み、市域全体を「ユニバーサルデザイン」がめざす『できるだけ多くの人にとって利用しやすい環境や施設を整備する』ことの実現に努めます。



5-3. 利用者の立場に立ったバリアフリー化の推進

利用者の目線に立ち、より一層利用者や市民の移動を円滑にするため、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」のユニバーサル社会を実現していく必要があります。

また、国土交通省では、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、ITを活用したユニバーサルな情報提供として期待される「ユビキタス環境」や鉄道とバスなど異なる移動手段間でもカード一枚で利用できるよう共通化した「ICカードシステム」などの技術開発が進められています。

そのため、バリアフリー新法や移動円滑化のガイドラインなどを最低の技術基準ととらえ、事業計画の策定の際、「ユビキタス環境」や「ICカードシステム」などの新たな技術開発の導入などを検討し、積極的で柔軟な事業計画の検討に取り組むことが必要です。

6. 参考資料

6-1. 門真市

(1) 市民アンケート調査

① 調査の目的

「交通バリアフリー基本構想」の策定にあたり、幅広く市民の意見ができるかぎり反映されたものとするため、市民アンケート調査を実施します。

② 調査対象

アンケート調査は、身体障害者、知的障害者保護者、高齢者、乳幼児保護者を対象に行います。

1. 身体障害者：身体障害者団体に所属している方
2. 知的障害者保護者：知的障害者団体に所属している知的障害者保護者
3. 高齢者：門真市に在住（住民登録者）し、65歳以上の方（平成18年4月1日現在）ただし、障害者手帳を所持者は除く。
4. 乳幼児保護者(世帯主)：2歳以下の乳幼児保護者（平成18年4月1日現在）

③ 調査方法

1) 高齢者、乳幼児保護者、知的障害者保護者

- 郵送方式・・・定形封筒に調査票と返信用封筒を入れて発送。また、知的障害者保護者については「門真市手をつなぐ親の会」を通じて発送。
- 調査期間・・・発送日：平成18年8月1日（火）～締切日：平成18年8月15日（火）

2) 身体障害者

身体障害者団体の協力のもと、「身体障害者団体連絡会」の理事を通じて調査を依頼し、郵送方式でアンケート調査を実施。

また、視覚障害者の一部の方については、7月21日（金）にヒアリング形式によりアンケート調査を実施。

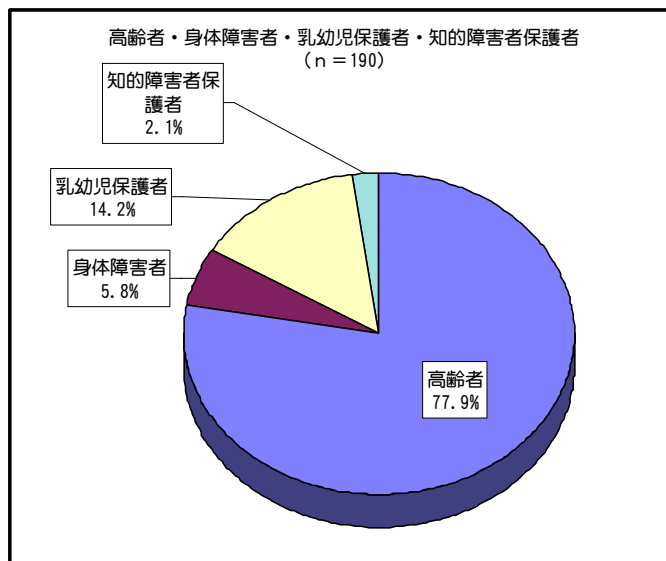
3) 発送数と回収率

	発送数	宛先不明	発送数 (有効)	回答数 (有効)	回答率
高齢者	400票	9票	391票	155票	39.6%
身体障害者	11票	2票	9票	4票	44.4%
乳幼児保護者	100票	—	100票	27票	27.0%
知的障害者保護者	4票	—	4票	4票	100.0%
計	515票	11票	504票	190票	37.7%

④ 分析にあたり

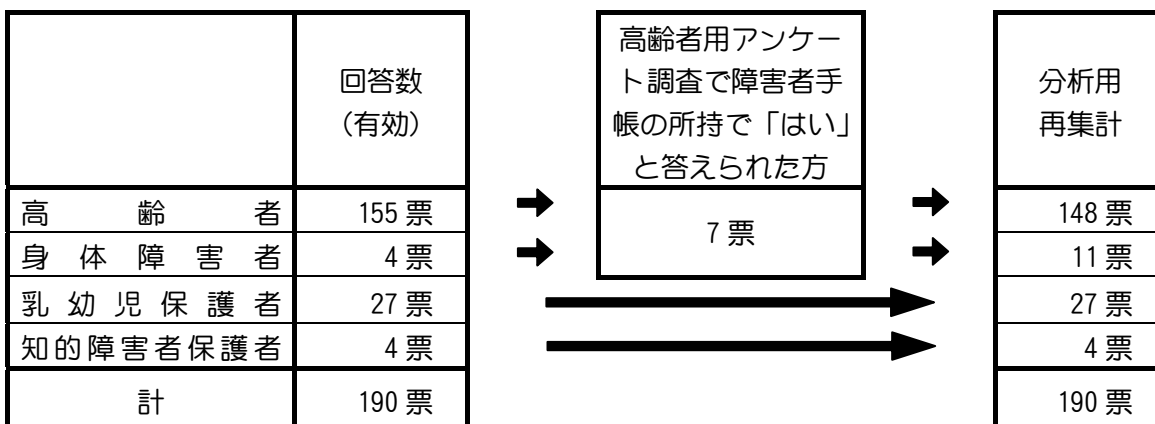
アンケート調査の分析にあたり、高齢者、身体障害者、乳幼児保護者、知的障害者保護者の区分を次のように設定します。

また、アンケート調査は事前に、高齢者、身体障害者、乳幼児保護者、知的障害者保護者の調査票用紙を別々の色紙により、アンケート調査を実施します。



区分	設問項目
高齢者	○高齢者用のアンケート調査に答えられた方 ○ただし、高齢者用アンケート調査で、障害者手帳の所持で「はい」と答えられた方を除く
身体障害者	○身体障害者用のアンケート調査に答えられた方 ○高齢者用アンケート調査で、障害者手帳の所持で「はい」と答えられた方
乳幼児保護者	○乳幼児保護者用のアンケート調査に答えられた方
知的障害者保護者	○知的障害者保護者用のアンケート調査に答えられた方

■ 分析のための高齢者、身体障害者、乳幼児保護者、知的障害者保護者の区分



⑤ 設問別集計のまとめ

	意見の概要
外出頻度	●ほとんどの人が一週間に数回以上外出しています。
外出時のつきそい	●『身体障害者』と『知的障害者保護者』の多くの方は目的地によって外出時のつきそいを必要としています。また、『高齢者（65歳以上）』と『乳幼児保護者』のほとんどの人が必要としていません。
西三荘駅の利用頻度	●『高齢者（65歳以上）』、『身体障害者』と『知的障害者保護者』の約半数の人が月に数回以上、西三荘駅を利用していますが、『乳幼児保護者』の利用は少なくなっています。
西三荘駅までの移動手段	●一般的に「徒歩」を利用する人が約8割を占めており、「徒歩」以外では「自転車」の利用が多くなっています。
駅舎・ホームの利用しやすさ	●『高齢者（65歳以上）』、『身体障害者』と『知的障害者保護者』は『利用しやすい』と評価する人の方が多いです。『乳幼児保護者』は『利用しやすい』より『利用しにくい』と評価する人の方が多いです。
駅舎内の移動の際に困ること	●一般的に「エレベーターがないため不便である」の回答が多くなっています。
駅舎内を利用する際に困ること	●一般的に「ダイヤが乱れた時などの緊急時の文字案内がない」と「トイレなどの施設の位置がわかりにくい」の回答が多くなっています。特に「乳幼児保護者」については、「子どもと一緒に利用できるトイレがない」と「おむつを替える場所や授乳場所がない」の回答が多くなっています。
バスの利用頻度	●一般的に「ほとんど利用しない」の回答が多くなっています。
バス停までの交通手段	●一般的に「徒歩」の回答が多くなっています。
バスの乗り降りの利用しやすさ	●『どちらとも言えない』と評価される人が多くなっていますが、『身体障害者』では『乗り降りしにくい』と評価しています。
バスの乗り降りの際に困ること	●一般的に「バスの行き先がわかりにくい」と「段差があり乗り降りしにくい」の回答が多くなっています。
西三荘駅周辺の利用施設	●一般的に電車に乗る以外では、「門真元町郵便局」と「西三荘駅の高架下の「エル西三荘」の商店等」が多くなっています。
西三荘駅周辺の道路を利用する際に困ること	●一般的に「歩道が狭い」「段差があって危険である」「不法駐車が移動の支障になっている」の回答が多くなっています。

(2) タウンウォッチング調査

① 調査の概要

1) 調査の目的

交通バリアフリー法に基づく基本構想策定のため、重点整備地区内の特定経路・準特定経路（候補路線）等を、身体障害者、高齢者、知的障害者（保護者）の方々が調査実施者となって、実際に歩いていただき、意見等を聴取し、現状の問題点を把握することを目的。

また同時に、調査実施者以外の参加者（協議会委員、市職員等）は、普段気づかない、また見た目では確認できない障害を体感し、認識することで、バリアフリー化に向けての課題を共有することを目的。

2) 開催日時

○日 時：平成 18 年 9 月 1 日（金）

○集合時間：午後 1 時 30 分

○集合場所：門真市役所

3) 調査参加者

調査実施者	人 数	備 考
車 い す 利 用 者	4 名	
聴 覚 障 害 者 の 保 護 者	2 名	
知 的 障 害 者 の 保 護 者	3 名	
精 神 障 害 者 施 設 の 関 係 者	2 名	
視 覚 障 害 者	2 名	※ 8 月 25 日 に 実 施
合 計	13 名	

4) 調査方法

調査実施者と介助者（保護者）は、ヒアリングスタッフ等とともに重点整備地区内の歩道と駅舎を調査。

調査実施者は随時、課題箇所など気づいた点をヒアリングスタッフに告げ、ヒアリングスタッフは、その内容や地点をヒアリング調査用紙に記録し、現場状況を写真に記録する。

② 調査実施者の意見

1) 西三荘駅

指摘箇所	指摘内容 (1/2)	
券売機	車いす利用者	○券売機の車いすのボタンに手が届かない ○券売機は一人で買うことはあまりないが買いづらい
	視覚障害者	○案内板が見にくい ○券売機に点字がないボタンがある ○点字案内板があるのは良い
	聴覚障害者 (保護者)	○障害者用のスルッと KANSAI がどこの駅でも買えれば良い ○障害者の子ども割引のボタンがあると便利である
	知的障害者 (保護者)	○券売機のスルッと KANSAI などのボタンに手がとどかないので押せない ○障害者用のスルッと KANSAI がどこの駅でも買えれば良い
	精神障害者 (施設関係者)	○券売機が高い ○運賃表を見やすくする必要がある ○停車駅案内表示の仮名表記を見やすくする必要がある
改札階	視覚障害者	○エスカレーターの手前で視覚障害者用ブロックが切れている ○エスカレーターの上りと下りの区別がわかりにくい
	聴覚障害者 (保護者)	○次の時間等の電車案内の電光掲示板があれば良い
	知的障害者 (保護者)	○ホームへのエスカレーターの手前に電車の行き先案内が必要
	精神障害者 (施設関係者)	○視覚障害者用ブロックがエスカレーターや階段の手すりまで十分でない ○淀屋橋・京橋方面のエスカレーターの手前の説明が不十分
トイレ	車いす利用者	○トイレ(男女両方)に障害者対応トイレがない ○トイレの出入口に段差が高いため、入りにくい上に出るときに引っかかる ○トイレ入口に段差があるので、警告表示が必要 ○トイレが広いので視覚障害者用ブロック(誘導用)が必要 ○手洗いに手が届きにくい
	視覚障害者	○トイレまでの視覚障害者用ブロックが必要 ○便器の前までの視覚障害者用ブロックが必要 ○男女の区別がわからない ○全国的に水洗レバーを統一する必要
	聴覚障害者 (保護者)	○女性用の障害者用トイレが必要 ○男の子(幼児)の小便器が必要 ○ベビーベッドがあれば良い ○和式のみで洋式がない
	知的障害者 (保護者)	○男性用の小便器の前に足型マークを設置してほしい ○洗面所の手洗いを自動にしてほしい ○洋式のトイレがない ○障害者用の個室が必要 ○入口の段差がかなりある
	精神障害者 (施設関係者)	○洋式トイレの設置が必要 ○入口に段差がある ○洗面所の鏡が高い ○洋式トイレがないため、前後の駅で降りなければならず不便である

指摘箇所	指摘内容 (2/2)	
エスカレーター・階段	車いす利用者	○エスカレーターが車いす対応でないので、転倒の可能性がある、乗るのが難しい
	視覚障害者	○段鼻の色をはっきりと変える必要がある ○階段途中の踊り場の直前に細い視覚障害者用ブロックが必要
	聴覚障害者 (保護者)	○車いす、ベビーカーの人は大変なので、エレベーターが必要
	精神障害者 (施設関係者)	○エレベーターの設置が必要
ホーム	車いす利用者	○時刻表は見やすく良い ○飲料水の自動販売機のボタンに手がとどかない
	視覚障害者	○階段途中の踊り場の直前に細い視覚障害者用ブロックが必要 ○エスカレーターの手前で視覚障害者用ブロックが切れている ○案内板の位置がわかりにくい ○呼び出しボタンの位置がわかりにくい
	聴覚障害者 (保護者)	○電車とホームに段差がある ○事故等の放送はあるが、ホームや電車内に関わらず電光掲示板にも表示するべき
	知的障害者 (保護者)	○ホームで電車を待つ位置に白線(線路に平行)のラインが必要 ○ホームの階段部と線路の間が狭い ○ホームがカーブしているところで、電車との間が広い
	精神障害者 (施設関係者)	○飲料水の自動販売機のボタンが高い
待合所	車いす利用者	○待合室が引き扉で開けられないので、一人では入れない、段差が気になる ○待合室からも電光掲示板が見えると良い ○待合室にも時刻表がほしい ○待合室のエアコンは非常に良い
	精神障害者 (施設関係者)	○淀屋橋・京橋方面の待合室の入口を横開き等に改良して欲しい
昇降機	車いす利用者	○車いす昇降機の振動が少なく、圧迫感もないが、遅い ○車いす昇降機の昇降に時間と人手がかかる ○設置してあるのは評価できる
出入口	車いす利用者	○道路へ出る所のスロープ終点の勾配がきつい ○スロープ終点のグレーチングに車いすのタイヤがはまる ○スロープの手すり少し太い(細いよりは良い) ○改札階から松下工場前の信号に出る階段にスロープがつくと良い
その他	車いす利用者	○通常の駅員が1~2人なので少ない

2) 移動経路

		凡 例	
【幅】・・・幅員	【舗】・・・舗装面	【障】・・・障害物	【見】・・・見通し
【縦】・・・縦断勾配	【グ】・・・グレーチング	【信】・・・信号	【足】・・・足型マーク
【横】・・・横断勾配	【看】・・・看板	【点】・・・視覚障害者用ブロック	【良】・・・好評価
【段】・・・段差	【駐】・・・駐輪・駐車	【出】・・・出入口	【そ】・・・その他

指摘箇所	車いす利用者	視覚障害者	聴覚障害者 (保護者)	知的障害者 (保護者)	精神障害者 (施設関係者)
1	【幅】狭い				
2	【舗】駅周辺の路面がガタガタしている	【舗】水たまりができる	【舗】水たまりができる所がある		
3	【点】自転車よげがあるので視覚障害者用ブロック(警告用)等が必要				
4	【舗】アスファルトの路面の粒径が大きく、ガタガタで振動がかなりあり、水たまりができる、またタイルがはがれている所があり、手動の車いすの人は通りにくい 【看】看板が邪魔	【舗】アスファルト舗装とレンガ舗装はどちらかに統一して欲しい			【舗】歩道の舗装を平らにする必要がある
5	【駐】歩道に自転車があり通れない	【駐】駐輪自転車があふれている	【舗】坂道が凸凹してあふない 【駐】歩道に自転車があふれていて通れない		【駐】違法駐輪で歩道を封鎖している
6	【出】スロープがつけられそうな場所がある				
7	【横】角度がきつい 【舗】雨の日はすべる	【点】視覚障害者用ブロックが必要			
8	【段】道路の中央が盛り上がっていて、一人では通行しにくい 【横】歩道の傾きがかなりの角度できつい				
9	【出】入口は自動ドアのほうが良い、スロープも必要	【駐】駐輪自転車があふれている			
10	【横】マンホールの蓋が盛り上がっている、雨の時に路面が濡れていると傾いている方に流れる				
11	【見】見通しが悪いため、速い自転車が来ると怖い				【障】自転車止めの柵があり、車いすが通りにくい
12	【良】道路幅員が広く車も少ないため通りやすい 【舗】歩道が微妙に沈んでいる所がある				

指摘箇所	車いす利用者	視覚障害者	聴覚障害者 (保護者)	知的障害者 (保護者)	精神障害者 (施設関係者)
13	【舗】マンホールの蓋が盛り上がっている			【段】歩道に段差がある 【舗】ブロックが割れている	
14	【段】段差がキツイ、一人では段を越えられない 【縦】歩道から横断歩道への角度がきつい				
15	【段】段差があり、一人では越えられない	【そ】スクランブル交差点の方向がわかりにくい			【出】車いすの人は松下工場前の交差点へ遠回りしないと出られない 【縦】交差点部が急傾斜である
16	【段】歩道の段差があり通りにくい 【舗】もう少し平坦になれば良い			【段】アスファルトとコンクリートの継ぎ目に段差がある 【点】視覚障害者用ブロック(警告用)がない 【足】足型マークの設置が必要	【信】高齢者用信号機(5秒青信号が長くなる)の時間を長くする必要がある
17	【縦】歩道の切り下げが急で車いすでは危険				
18			【舗】雨の時すべってあぶない		
19	【段】段差を越えにくい 【グ】グレーチングが傾いている				
20	【信】東西の歩行者用信号がなく怖い 【段】直角に曲がる際、車いすの前輪の片側が浮くので通りにくい	【信】音響式信号が必要	【駐】標識(自転車駐輪禁止区域)の意味をなしていない		
22	【段】段差がある 【舗】割れているタイルにはまる				【そ】一方通行の車の出入りが多く、車いすや障害者が危険な目にあうことがある
23	【段】歩道との段差が大きすぎて一人では登れない				
24	【縦】郵便局のスロープがきつくて登れない	【舗】スロープに滑り止めが必要			【縦】郵便局のスロープが急である 【障】ポスト位置が邪魔である
25	【横】道路側に傾いていて、車道に流される				
26		【そ】柵の素材を統一してほしい			
27	【障】歩道が狭く電柱が邪魔 【横】西から東へ進むと左(道路側)に傾く				

指摘箇所	車いす利用者	視覚障害者	聴覚障害者 (保護者)	知的障害者 (保護者)	精神障害者 (施設関係者)
28			【段】視覚障害者用プロ ックの継ぎ目に段 差がありあぶない 【点】視覚障害者用プロ ックがないところ がある		
29	【舗】タイルがはがれて いる				
30	【段】段差が大きい				【出】高架下の広場への 進入導線がないに 等しい
31	【段】ダイコク薬局前に クボミと坂があり 一人では通行でき ない				
32	【段】段差のみでスロー プになっている箇 所がない 【出】スロープがあれば 出入りが楽になる				
33	【グ】グレーチングの目 があら				
34	【横】傾斜がきつい 【グ】グレーチングに車 いすのタイヤがは まる				【幅】駅周辺に比べて歩 道幅員が狭い
35				【段】路面で段差がある	
36	【段】ショップ99の前の 歩道の端に段差が あり、自転車をは よけるために歩道 の端を通り、危ない			【グ】グレーチングの蓋 が落ちている（3 箇所）	
37	【段】段差がある 【舗】割れているタイル にはまる、上にと びでている				
38	【舗】歩道の舗装が傷ん でいる				
39	【横】マンホールの蓋が 高くなっており、 低い方に流れる				
40	【舗】道が沈んでいる				
41	【横】マンホールの蓋が 高くなっており、 低い方に流れる				
42				【足】自転車止まれのマ ークの横に足型マ ークが必要	
43	【看】歩道にたて看板が 多い 【駐】自転車駐輪が多く、 歩道が通れない 【舗】工事のあとが目立 ち、道路が全体的 に平らではない	【駐】自転車が邪魔 【看】看板が邪魔		【舗】歩道に凸凹がある 【看】看板が邪魔 【駐】車、自転車が両側 に多数あり邪魔	【舗】歩道、車道の区別 があてない状態 である

図6-1 西三荘駅 タウンウォッチング調査

改札階

【視】エスカレーターの手前で視覚障害者用ブロックが切れている。エスカレーターの上下と下りの区別がわかりにくい。
 【聴】次の時間等の電車案内の電光掲示板があれば良い。
 【知】ホームへのエスカレーターの手前に電車の行き先案内が必要。
 【精】視覚障害者用ブロックがエスカレーターや階段の手すりまで十分にない。淀屋橋・京橋方面のエスカレーターの手前の説明が不十分。

券売機

【車】券売機の車いすのボタンに手が届かない。券売機は一人で買うことはあまりないが買いつらい。
 【視】案内板が見にくい。券売機に点字がないボタンがある。点字案内板があるのは良い。
 【聴】障害者用のスリットとKANSAIがどこの駅でも買えれば良い。障害者の子ども割引のボタンがあると便利である。
 【知】券売機のスリットとKANSAIなどのボタンに手がとどかないので押せない。
 【精】券売機の位置が高い。運賃表を見やすくする必要がある。停車案内表示の仮名表記を見やすくする必要がある。

エスカレーター・階段

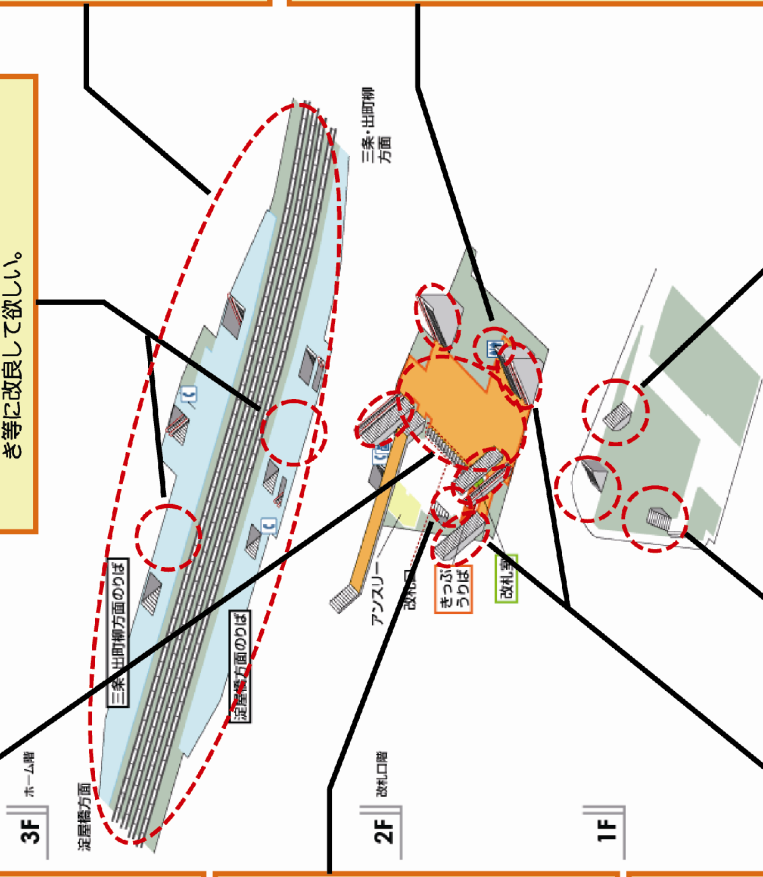
【車】エスカレーターが車いす対応でない。転倒の可能性があり、乗るのが難しい。
 【視】段鼻の色をはっきりと変える必要がある。階段途中の踊り場の直前に細い視覚障害者用ブロックが必要。
 【聴】車いす、ベビーカーの人は大変なので、エレベーターが必要。
 【精】エレベーターの設置が必要。

出入口

【車】道路へ出る所のスロープ終点の勾配がきつい。スロープ終点のグレーチングに車いすのタイヤがはまる。スロープの手すりが多い(細いよりは良い)。改札階から松下工場前の信号に出る階段にスロープがつくと良い

待合所

【車】待合室が引き扉で開けられないので、一人では入れない。段差が気になる。待合室からも電光掲示板が見えると良い。待合室にも時刻表がほしい。待合室のエアコンは非常に良い。
 【精】淀屋橋・京橋方面の待合室の入り口を横引き等に改良して欲しい。



ホーム

【車】時刻表は早やすくして良い。飲料水の自動販売機のボタンに手がとどかない。
 【視】階段途中の踊り場の直前に細い視覚障害者用ブロックが必要。エスカレーターの手前で視覚障害者用ブロックが切れている。案内板の位置がわかりにくい。呼び出しボタンの位置がわかりにくい。
 【聴】電車とホームに段差がある。事故等の放送はあるが、ホームや電車内に聞わらず電光掲示板にも表示するべき。
 【知】ホームで電車を待つ位置に白線(線路に平行)のラインが必要。ホームがカーブしていると線路の間が深い。ホームの幅が広い。
 【精】飲料水の自動販売機のボタンが高い。

トイレ

【車】トイレ(男女両方)に障害者対応トイレがない。トイレの出入口に段差が高いため、入りにくい上に出るときに引っかかる。トイレ入口に段差があるので、警告表示が必要。トイレが広いので視覚障害者用ブロック(誘導用)が必要。手洗いに手が届きにくい。
 【視】トイレまでの視覚障害者用ブロックが必要。便器の前まで視覚障害者用ブロックが必要。男女の区別がわからない。全国的に水洗レバーを統一する必要がある。男の子(幼児)の小便器が必要。ベビーベッドがあれば良い。和式のみで洋式がない。
 【聴】男性用の小便器の前に足型マークを設置してほしい。洗面所の手洗いを自動にしてほしい。洋式のトイレがない。障害者用の個室が必要。入口の段差がかなりある。
 【精】洋式トイレの設置が必要。入口に段差がある。洗面所の鏡が高い。洋式トイレがないため、前後の駅で降りなければならぬ不便である。

その他

【車】通常の駅員が1~2人なので少ない。

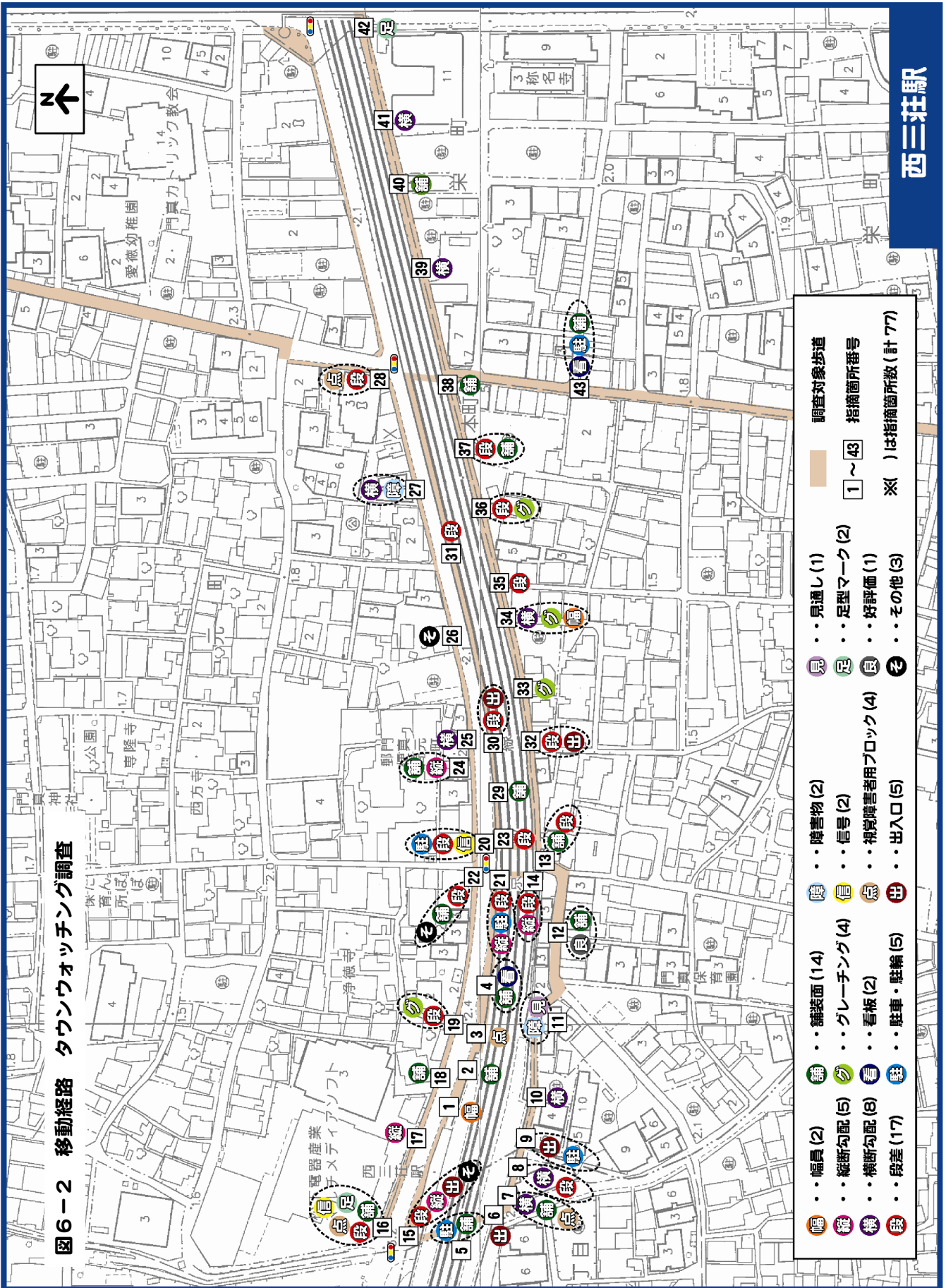
昇降機

【車】車いす昇降機の振動が少なく、圧迫感もないが、遅い。車いす昇降機の昇降に時間と人手がかかる。設置してあるのは評価できる。

【車】・・・車いす利用者 【視】・・・視覚障害者 【聴】・・・聴覚障害者
 【知】・・・知的障害者 【精】・・・精神障害者

西三荘駅

図6-2 移動経路 タウンウォッチング調査



- 幅員(2) 幅員(2)
 - 縦断勾配(5) 縦断勾配(5)
 - 横断勾配(8) 横断勾配(8)
 - 段差(17) 段差(17)
 - 幅員(2) 幅員(2)
 - 舗装面(14) 舗装面(14)
 - グレーチング(4) グレーチング(4)
 - 看板(2) 看板(2)
 - 駐車・駐輪(5) 駐車・駐輪(5)
 - 障害物(2) 障害物(2)
 - 信号(2) 信号(2)
 - 視覚障害者用ブロック(4) 視覚障害者用ブロック(4)
 - 出入口(5) 出入口(5)
 - 見通し(1) 見通し(1)
 - 足型マーク(2) 足型マーク(2)
 - 好評価(1) 好評価(1)
 - その他(3) その他(3)
- 調査対象歩道 指箇所番号 1~43 ※()は指箇所数(計77)

西三荘駅



(3) ワークショップ

① 調査の目的

交通バリアフリー法に基づいて「京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定するにあたり、特定経路等とその整備内容を、市民と話し合いながら検討し、構想策定の一助とすることを目的とする。

② 第1回ワークショップ

1) 実施日時

○平成 18 年 9 月 1 日（金） 午後 7 時～午後 9 時

2) 参加者

- 門真市民または門真市でお勤めの方を対象
- 参加者人数：19名

3) 内容

2グループに分かれ、グループごとに討議を実施

ワークショップの流れ（概要）

グ ル ー プ 討 議

自分たちにとって重要な経路について



グ ル ー プ ご と に 発 表



全 体 の ま と め

③ 第2回ワークショップ

1) 実施日時・参加者

- 平成18年10月14日（土） 午後1時30分～午後3時
- 門真市民または門真市でお勤めの方を対象
- 参加者人数：12名
- 1グループで討議を実施
- 優先すべき経路と整備のあり方について

2) 意見の内容

■ 西三荘駅周辺のバリアフリー化に向けた課題・問題点

- 誰の為の整備であるかが重要である。
- できるところからやっていく必要がある。
- （府）守口門真線の歩道は狭いものの、歩道を広げるのは無理である。
- 歩道の改良をどのようにするのが重要である。
- 歩道が狭いので、車椅子で通りにくい。
- お年寄りが増えているので、段差等の整備が必要である。
- 聴覚障害者には自転車が後ろから来るとわからない。
- 車が入ってくるので、危ない。
- 音声信号の設置が必要である。
- 道の上に店の商品がならんでいる。
- 見通しが悪い箇所がある。
- 郵便局のスロープはきつい。
- 住友通り、マンションの前の駐輪が邪魔である。
- 歩道上の障害となる電柱を移動させる必要がある。
- 駅のエレベーターの整備が必要である。
- グレーチングが問題である。
- 啓発のモデル地区としては。
- 白杖を持っていても、横を自転車が通る。
- 歩道が横にななめになって危ない。

■ 西三荘駅周辺の優先すべき経路と整備のあり方

- 京阪本線の南側の歩行者・自転車道を歩きやすい経路とする必要がある。
- 幅員はあるものの、グレーチングやマンホール等の段差解消が必要である。
- 自転車がスピードを出して通るため、啓発モデル路線として、自転車マナー向上を図る必要がある。
- （府）守口門真線については、歩道を拡幅することは難しいため、現状の幅員内のバリアフリー化を進める必要がある。
- 商店街については、看板や違法駐輪等の撤去をおこなう必要がある。

(4) 門真市京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「交通バリアフリー基本構想」という。）を策定するため、門真市京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見の交換及び関係者相互の連絡調整を行う。

- ・ 京阪西三荘駅周辺地区における移動円滑化の状況に関する事項
- ・ 法第2条第7項に規定する重点整備地区に関する事項
- ・ 旅客施設、道路、駅前広場等における移動円滑化に係る事業に関する基本的事項
- ・ 前3号に掲げるもののほか、移動円滑化の促進に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、23人以内の者で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱又は任命する。

- ・ 学識経験のある者
- ・ 公共交通事業者
- ・ 商業連盟を代表する者
- ・ 高齢者団体を代表する者
- ・ 障害者団体を代表する者
- ・ 地域住民団体を代表する者
- ・ 関係行政機関
- ・ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、議事に関して必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を述べさせることができる。

(部会)

第6条 協議会に必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、協議会の会議に付すべき事案を専門的に検討するとともに、会長が指名する事務を行う。

3 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、会長が指名する者をもって充てる。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月2日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想が策定された日に限り、その効力を失う。

協議会委員名簿

	氏 名	職 名	備 考
学識経験者 (第3条第2項第1号)	新田 保次	大阪大学大学院工学研究科教授	
	猪井 博登	大阪大学大学院工学研究科助手	
	吉兼 和彦	社会福祉協議会会長	
公共交通事業者 (第3条第2項第2号)	奥野 寿也	京阪電気鉄道(株)鉄道事業部 技術課建築担当課長	
	高川 央	京阪バス(株)運輸部交野地区運輸長	
商業連盟代表 (第3条第2項第3号)	石野 静雄	門真市商業連盟 監事	
高齢者団体代表 (第3条第2項第4号)	岡村 四郎	門真市老人クラブ連合会会長	
障害者団体代表 (第3条第2項第5号)	元堤 富雄	門真市身体障害者福祉会総務部長	
	城本 徹夫	門真市視力障害者福祉協会会長	
	津田 博美	門真市聴覚障害児(者)親の会副会長	
	村瀬 節代	門真市手をつなぐ親の会会長	
地域住民代表 (第3条第2項第6号)	大田 俊二	連合自治会会長	
	堤 克子	婦人団体協議会会長	
	野村 強起	地域ボランティア団体代表	
関係行政機関 (第3条第2項第7号)	安宅 保雄	大阪府枚方土木事務所 建設課長	
	本井傳 成美 ~H19. 3. 13	大阪府門真警察署 交通課長	
	高園 実 H19. 3. 14~		
	妹尾 勝恭	門真市企画財務部長	
	南 利通	門真市健康福祉部長	
	中村 正昭 ~H18. 9. 30	門真市都市建設部長	
	木邨 博視 H18. 10. 1~		
	神田 直和 ~H18. 9. 30	門真市建設事業部長	
	松場 圭一 ~H18. 9. 30	近畿運輸局交通環境部消費者行政・情報課長	アドバイザー
	橋元 正己 H18. 10. 1~		
生嶋 繁樹	近畿運輸局大阪運輸支局総務企画課長	アドバイザー	
三浦 富士夫	大阪府住宅まちづくり部建築指導室 建築企画課長補佐	アドバイザー	

部会員名簿

京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱第6条関係

~H18. 9. 30

企画部企画課長
保健福祉部福祉政策課長
福祉事務所障害福祉課長
福祉事務所高齢福祉課長
都市整備部都市政策課長
建設事業部道路公園管理課長
建設事業部道路公園整備課長
建設事業部交通対策課長

H18. 10. 1~
(機構改革に伴い変更)

企画財務部企画課長
健康福祉部福祉政策課長
福祉事務所障害福祉課長
福祉事務所高齢福祉課長
都市建設部都市政策課長
都市建設部道路課長

(5) 京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定協議会等の経緯

開催日等	議事
第1回策定協議会 (平成18年6月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ○会長及び副会長の互選 ○スケジュールについて ○重点整備地区(案)と特定経路等候補路線(案)について ○アンケート調査について ○タウンウォッチング・ワークショップについて ○その他
アンケート調査 (平成18年8月1日 ～平成18年8月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、乳幼児保護者と障害者等を対象に実施。
タウンウォッチング調査 (平成18年9月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ○西三荘駅から市民の方々が中心となって調査を実施。
第1回ワークショップ (平成18年9月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ○重点整備地区における特定経路とその整備内容について、市民と話しながら検討。
第2回策定協議会 (平成18年10月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回協議会の意見と反映について ○アンケート調査の報告 ○タウンウォッチング・ワークショップの報告 ○重点整備地区における課題と整備の方針 ○その他
第2回ワークショップ (平成18年11月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ○重点整備地区における特定経路とその整備内容について、市民と話しながら検討。
第3回策定協議会 (平成18年12月27日)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回協議会の意見と反映について ○第2回ワークショップの報告 ○基本構想(素案)について ○その他
基本構想(素案)の縦覧と 市民意見の聴取 (平成19年2月1日 ～平成19年2月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ○都市政策課、広報とホームページなどにおいて、基本構想(素案)の縦覧と意見書の受け付けを実施。
第4回策定協議会 (平成19年3月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民意見と第3回協議会の意見と反映について ○基本構想について ○その他

6-2. 参考資料 守口市

(1) 「交通バリアフリー」に関する市民アンケート結果報告書

① 実施目的

京阪西三荘駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定にあたり、基本構想は、地区のバリアフリー化に関する指針となることから、駅舎及びその周辺地区のバリアフリー化の現状と利用者意識や具体的な問題・課題をより広く把握するため駅周辺の、高齢者・身体障害者等を対象に、郵送及び聞き取りによるアンケート調査を実施する。

- 実施期間：平成18年9月～10月（返送切10月12日）
- 対象者：321名（京阪西三荘駅周辺地区在住者のうち以下を対象）
- 集計結果：（回収数174：回収率54.2%）

1. 高齢者	住民基本台帳より、対象地区に在住（住民登録）している65歳以上の方（平成18年9月1日）を無作為抽出。但し、障害者手帳所持者は除く。
2. 乳幼児保護者（世帯主）	住民基本台帳より、対象地区に在住（住民登録）している2歳以下の乳幼児（平成18年9月1日）の保護者を無作為抽出。
3. 身体障害者	身体障害者団体に所属している方のうち対象地区にお住まいの方。
4. 知的障害者（保護者）	知的障害者団体に所属している方のうち対象地区にお住まいの方の保護者の方。

② アンケート結果概要と分析

京阪西三荘駅の電車利用についての設問では、まずアンケート回答者174名の内、144名（約83%）の方が西三荘駅を利用していることが解る。また、自宅から駅までの移動手段は徒歩が半数を占めており、車椅子使用者は5%を占める。

次に駅舎・ホームについての設問では、「利用しにくい」または、「やや利用しにくい」との回答が、全体の22.4%であり比較的利用しやすい駅であると見られている。

また駅舎内の利用に関する設問では、「階段の勾配がきつい」や「エレベーターがないため不便である」などの垂直方向の移動に関しての不便が、回答数の半数（47%）にのぼりエレベーター設置による効果が高いと考察できる。

西三荘駅周辺施設の利用についての設問では、「西三荘駅やその周辺で、どのような施設を利用しますか」との質問に対して、旅客施設の西三荘駅以外では「市民保健センター」の回答が一番多く、アンケート回答者のうち82名と約半数にのぼる方が利用している。なお、この「市民保健センター」は京阪守口市駅周辺地区のバリアフリー基本構想における重点整備地区に位置しており、京阪守口市駅からは特定経路を通じてアクセス出来るものであるが、京阪西三荘駅及び周辺地区からの接続が必要であると考察できる。

(2) タウンウォッチング結果報告

■日時：平成 18 年 9 月 6 日(水) 午後 3 時～ 雨のち曇り

■参加者：京阪西三荘駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員

京阪電気鉄道株式会社

守口市福祉部障害福祉課、企画財政部企画財政課、都市整備部道路課、
都市整備部交通対策課、都市整備部都市計画課

■委員の意見

(旅客施設)

- 大便器を 1 つ洋式にしたほうがよい。
- 改札からトイレまでの視覚障害者用誘導ブロックは案内板まででなく、トイレ入口まで設置して欲しい。
- 多目的トイレは視覚障害者には利用しづらい。障害によって利用の仕方が違うことを理解して欲しい。
- ホームにエレベーターを設置できるスペースはあります。
- ホームドアの設置をしてほしい。

(周辺地区)

- 西三荘駅高架下の歩道上に放置自転車が多数。
- 南側出口は、道路に出るまでに階段を昇り降りしなければならないので改善して欲しい。
- 歩道の横断勾配がきついのはしかたがない（橋波 15 号線及び橋波 17 号線）。
- 歩道の条件は比較的よいが、一部で舗装ブロックが浮いて段差が出来ている所がある。
- 歩道の段差は 1 センチというが、視覚障害者にとって白杖、足ではわかりづらい。視覚障害者と車いす利用者はたびたび意見が食い違ってしまふ。

(3) 京阪西三荘駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）第6条第1項の規定により、守口市が策定する重点整備地区である京阪西三荘駅周辺地区について、移動円滑化に係る事業の重点かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に対する助言を行うため、京阪西三荘駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、専門的な立場から調査審議し、基本構想に対する助言を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 身体障害者等の団体の代表者
- (3) 高齢者団体の代表者
- (4) 地域団体の代表者
- (5) 関係公共交通機関の代表者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

3 委員は、第2条の事務が終了したときに解嘱し、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員（第3条第2項第1号の委員を除く。）が、やむを得ず会議に出席できないときは、会長の許可を得て、その職務を代理する者を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、議事に関して必要があると認められるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を述べさせることができる。

(部会)

第6条 協議会に必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、会議に付すべき事案を専門的に検討するとともに、会長から命を受けた事務を行う。

3 部会は、委員及び専門的検討事項に係る関係者のうちから会長が指名する者をもって組織する。

4 部会に部会長を置く。

5 部会長は、会長が指名をする者をもって充てる。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月11日から施行する。

京阪西三荘駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会名簿

メンバー構成	氏名	摘要（役職等）
学識経験者等	岡山 敏哉	大阪工業大学工学部建築学科助教授（工学博士）
学識経験者等	原 貞夫	守口市社会福祉協議会会長
身体障害者等団体代表者	竹内 豊	守口市身体障害者福社会会長
身体障害者等団体代表者	廣瀬 陳昭	守口市肢体不自由児（者）父母の会会長
身体障害者等団体代表者	阿佐 和幸	守口市視覚障害者福祉協会会長
高齢者団体代表	今村 修三	守口市老人クラブ連合会会長
地域団体代表者	橋本 平一	公民館橋波地区運営委員会委員長
関係公共交通機関代表者	奥野 寿也	京阪電気鉄道株式会社鉄道事業部 技術課（建築担当）課長
関係行政機関関係者	井長 数夫	大阪府守口警察署交通課長
市職員	鮎谷 正之	守口市企画財政部企画財政課参事
市職員	川西 信夫	守口市福祉部障害福祉課長
市職員	伊藤 永敏	守口市都市整備部道路課長
市職員	渡辺 安彦	守口市都市整備部交通対策課長

H18年8月11日